

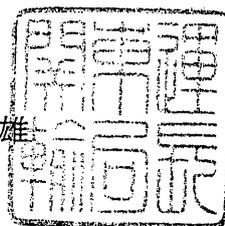


関自旅2第6625号の3
平成14年1月31日

社団法人全国個人タクシー協会

関東支部長 本間 嗣 治 殿

関東運輸局長 上 子 道 雄



一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の
休止及び廃止の取扱いについて

標記について、平成13年11月15日付け国自旅第107号をもって自動車交通局長から「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて」通達があったことに伴い、今般、別紙のとおり一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の休止及び廃止の取扱いについて公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の休止及び廃止の取扱いについて

個人タクシー事業者に係る道路運送法第38条第1項の規定（以下「法の規定」という。）による手続きについては、1人1車制という特殊性に鑑み、下記のとおり定めたので公示する。

平成14年 1 月 3 1 日

関東運輸局長	上 子 道 雄
東京陸運支局長	向 良 一
神奈川陸運支局長	瀬 谷 憲 雄
埼玉陸運支局長	富 田 征 弘
群馬陸運支局長	瀬 下 幸 夫
千葉陸運支局長	小 林 一 雄
栃木陸運支局長	嵯 峨 康 志

記

1. 事業の休止

以下の取扱いによるものとする。

(1) 休止期間が30日以内の場合

運転日報に明記することとする。

(2) 休止期間が30日を超える場合

法の規定に基づき事業休止届出書（別添様式1）正副2通を管轄する運輸支局へ提出することとする。

なお、当該届出書については、事業者が所属する事業者団体を經由して管轄する運輸支局へ提出することができるものとする。

2. 事業の廃止

事業を廃止しようとする場合には、法の規定に基づき廃止しようとする日から30日前までに事業廃止届出書（別添様式2）正副2通を管轄する運輸支局へ提出するものとする。

附 則

本公示は平成14年2月1日以降、管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成17年12月22日一部改正）

1. 本公示は、平成18年1月1日以降、管轄する運輸支局において受付ける申請について適用する。

附 則（平成28年12月20日一部改正）

1. 本公示は、管轄する運輸支局において、平成29年1月19日以降に個人タクシー事業を休止し、又は廃止するものについて適用する。
2. 平成29年1月18日以前に個人タクシー事業を休止し、又は廃止するものについては、なお従前の例による。

(様式1)

平成 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所
名 称
氏 名
生年月日 年 月 日生

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）
の事業休止届出書

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の休止に
ついて、下記のとおり届出します。

記

1. 許可（認可）の内容

- (1) 許可（認可）年月日
- (2) 許可（認可）番 号
- (3) 許可（認可）期 限
- (4) 営 業 区 域

2. 休止（予定）期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日（日間）

3. 休止理由

(様式2)

平成 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所
名 称
氏 名
生年月日 年 月 日生

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）
の事業廃止届出書

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の廃止に
ついて、下記のとおり届出します。

記

1. 許可（認可）の内容

- (1) 許可（認可）年月日
- (2) 許可（認可）番 号
- (3) 許可（認可）期 限
- (4) 営 業 区 域

2. 廃止の日

平成 年 月 日

3. 廃止理由



一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の休止及び廃止の取扱いについて（新旧対照表）

改 正	現 行
<p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の休止及び廃止の取扱いについて</p> <p>個人タクシー事業者に係る道路運送法第38条第1項の規定(以下「法の規定」という。)による手続きについては、1人1車制という特殊性に鑑み、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年 1 月 3 1 日</p> <p style="text-align: right;"> 関東運輸局長 上 子 道 雄 東京陸運支局長 向 良 一 神奈川陸運支局長 瀬 谷 憲 雄 埼玉陸運支局長 富 田 征 弘 群馬陸運支局長 瀬 下 幸 夫 千葉陸運支局長 小 林 一 雄 栃木陸運支局長 嵯 峨 康 志 </p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業の休止 以下の取扱いによるものとする。 (1) 略 (2) 休止期間が30日を超える場合 法の規定に基づき事業休止届出書（別添様式1）<u>正副2通</u>を管轄する運輸支局へ提出することとする。 なお、当該届出書については、事業者が所属する事業者団体を經由して管轄する運輸支局へ提出することができるものとする。</p> <p>2. 事業の廃止 事業を廃止し<u>ようとする</u>場合には、法の規定に基づき廃止し<u>ようとする</u>日から30日<u>前まで</u>に事業廃止届出書（別添様式2）正副2通を管轄する運輸支局へ提出するものとする。</p>	<p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の休止及び廃止の取扱いについて</p> <p>個人タクシー事業者に係る道路運送法第38条第1項の規定(以下「法の規定」という。)による手続きについては、1人1車制という特殊性に鑑み、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年 1 月 3 1 日</p> <p style="text-align: right;"> 関東運輸局長 上 子 道 雄 東京陸運支局長 向 良 一 神奈川陸運支局長 瀬 谷 憲 雄 埼玉陸運支局長 富 田 征 弘 群馬陸運支局長 瀬 下 幸 夫 千葉陸運支局長 小 林 一 雄 栃木陸運支局長 嵯 峨 康 志 </p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業の休止 以下の取扱いによるものとする。 (1) 略 (2) 休止期間が30日を超える場合 法の規定に基づき事業休止届出書（別添様式1）<u>正本1通</u>を管轄する運輸支局へ提出することとする。 なお、当該届出書については、事業者が所属する事業者団体を經由して<u>提出することができるものとし、この場合、事業者団体は提出された届出書を一定期間ごとにとりまとめの上、</u>管轄する運輸支局へ<u>一括して</u>提出することができるものとする。</p> <p>2. 事業の廃止 事業を廃止し<u>た</u>場合には、法の規定に基づき廃止し<u>た</u>日から30日<u>以内</u>に事業廃止届出書（別添様式2）正副2通を管轄する運輸支局へ提出するものとする。</p>

附 則

本公示は平成14年2月1日以降、管轄する運輸支局において受付ける申請について適用する。

附 則（平成17年12月22日一部改正）

1. 本公示は、平成18年1月1日以降、管轄する運輸支局において受付ける申請について適用する。

附 則（平成28年12月20日一部改正）

1. 本公示は、管轄する運輸支局において、平成29年1月19日以降に個人タクシー事業を休止し、又は廃止するものについて適用する。
2. 平成29年1月18日以前に個人タクシー事業を休止し、又は廃止するものについては、なお従前の例による。

附 則

本公示は平成14年2月1日以降、管轄する運輸支局において受付ける申請について適用する。

附 則（平成17年12月22日一部改正）

1. 本公示は、平成18年1月1日以降、管轄する運輸支局において受付ける申請について適用する。

様 式 1

(様式1)

平成 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所
名 称
氏 名
生年月日 年 月 日生

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）
の事業休止届出書

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の休止に
ついて、下記のとおり届出します。

記

1. ～3. (略)

様 式 1

(様式1)

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

住 所
名 称
氏 名
生年月日 年 月 日生

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）
の事業休止届出書

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の休止に
ついて、下記のとおり届出します。

記

1. ～3. (略)

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の休止及び廃止の取扱いについて（新旧対照表）

（平成17年12月22日一部改正）

改 正 案	現 行
<p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー<u>事業に限る。</u>）の休止及び廃止の取扱いについて</p> <p>個人タクシー事業者に係る道路運送法第38条第1項の規定（以下「法の規定」という。）による手続きについては、1人1車制という特殊性に鑑み、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年 1 月31日</p> <p style="text-align: right;"> 関東運輸局長 上 子 道 雄 東京陸運支局長 向 良 一 神奈川陸運支局長 瀬 谷 憲 雄 埼玉陸運支局長 富 田 征 弘 群馬陸運支局長 瀬 下 幸 夫 千葉陸運支局長 小 林 一 雄 栃木陸運支局長 嵯 峨 康 志 </p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業の休止 以下の取扱いによるものとする。 (1) (略) (2) 休止期間が30日を越える場合 法の規定に基づき事業休止届出書（別添様式1）正本1通を管轄する<u>運輸支局</u>へ提出すること。 なお、当該届出書については、事業者が所属する事業者団体を經由して提出することができるものとし、この場合、事業者団体は提出された届出書を一定期間ごとにとりまとめた上、管轄する<u>運輸支局</u>へ一括して提出することができるものとする。</p> <p>2. 事業の廃止 事業を廃止した場合には、法の規定に基づき廃止した日から30日以内に事業廃止</p>	<p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の休止及び廃止の取扱いについて</p> <p>個人タクシー事業者に係る道路運送法第38条第1項の規定（以下「法の規定」という。）による手続きについては、1人1車制という特殊性に鑑み、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年 1 月31日</p> <p style="text-align: right;"> 関東運輸局長 上 子 道 雄 東京陸運支局長 向 良 一 神奈川陸運支局長 瀬 谷 憲 雄 埼玉陸運支局長 富 田 征 弘 群馬陸運支局長 瀬 下 幸 夫 千葉陸運支局長 小 林 一 雄 栃木陸運支局長 嵯 峨 康 志 </p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業の休止 以下の取扱いによるものとする。 (1) (略) (2) 休止期間が30日を越える場合 法の規定に基づき事業休止届出書（別添様式1）正本1通を管轄する<u>陸運支局</u>へ提出すること。 なお、当該届出書については、事業者が所属する事業者団体を經由して提出することができるものとし、この場合、事業者団体は提出された届出書を一定期間ごとにとりまとめた上、管轄する<u>陸運支局</u>へ一括して提出することができるものとする。</p> <p>2. 事業の廃止 事業を廃止した場合には、法の規定に基づき廃止した日から30日以内に事業廃止</p>

届出書（別添様式2）正副2通を管轄する運輸支局へ提出するものとする。

(様式1)
平成 年 月 日

運輸支局長 殿

住 所
名 称
氏 名
生年月日 年 月 日生

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）
の事業休止届出書

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の休止について、下記のとおり届出します。

記

1. ～3. (略)

(様式2)
平成 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所
名 称
氏 名
生年月日 年 月 日生

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）
の事業廃止届出書

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の廃止について、下記のとおり届出します。

記

1. ～3. (略)

附 則（平成17年12月22日一部改正）

本公示は平成18年1月1日以降、管轄する運輸支局において受付ける申請について適用する。

届出書（別添様式2）正副2通を管轄する陸運支局へ提出するものとする。

(様式1)
平成 年 月 日

陸運支局長 殿

住 所
名 称
氏 名
生年月日 年 月 日生

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の
事業休止届出書

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の休止について、下記のとおり届出します。

記

1. ～3. (略)

(様式2)
平成 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所
名 称
氏 名
生年月日 年 月 日生

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の
事業廃止届出書

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の廃止について、下記のとおり届出します。

記

1. ～3. (略)